熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱

制定　令和元年７月１日公告第１１７号
改正　令和５年３月１０日工事契約課長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「法」という。）及び法第１７条第１項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年３月９日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、熊本市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下、「工事等」という。）の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情を適切に処理するための手続きに関し必要な事項を定める。

（対象となる工事等）

第２条　本要綱により苦情処理の対象となる工事等は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約によるものとする。ただし、建設工事においては予定価格が２５０万円を超えないもの及び建設工事に係る業務委託においては予定価格が１００万円を超えないものを除く。

２　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特定を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約にあっては、熊本市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要領（平成２４年公告第３０８号）に基づき熊本市入札等監視委員会（以下、「委員会」という。）により苦情処理を行うものとする。

（対象となる措置）

第３条　本要綱により苦情処理の対象となる措置は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成７年告示第１０８号。以下「措置要綱」という。）の規定による指名停止

⑵　措置要綱の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

（期間の計算）

第４条　期間の計算については、民法（明治２９年法律第８９号）の期間に関する規定に従う。

２　期間の末日が、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

（苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲）

第５条　苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　一般競争入札

ア　熊本市一般競争入札実施要領（平成１９年告示第２３０号。以下「実施要領」という。）に規定する入札後審査方式については、落札候補者となった者のうち、競争入札参加資格がないと認められた者で、当該理由に対して不服がある者は、市長に対して、競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

イ　実施要領に規定する入札前審査方式については、競争入札参加資格の確認を行った者のうち、競争入札参加資格がないと認められた者で、当該理由に対して不服がある者は、市長に対して、競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

ウ　ア及びイのうち、熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領（平成２１年告示第５６５号）に規定する総合評価方式、熊本市建設工事簡易型総合評価一般競争入札実施要領（平成２４年公告第３１６号）に規定する総合評価方式及び熊本市建設工事技術提案型総合評価一般競争入札試行要領（平成２８年公告第２４２号）に規定する総合評価方式については、入札参加者のうち、落札者とならなかった者で、当該理由に対して不服がある者は、市長に対して、落札者として決定されなかった理由についての説明を求めることができる。

⑵　指名競争入札

当該入札と同一の業種に登録がある熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和４１年規則第１５号）第９条に規定する有資格業者（以下「有資格業者」という。）のうち、当該入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

⑶　随意契約

当該契約と同一の業種に登録がある有資格業者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

⑷　指名停止

措置要綱の規定による指名停止の措置を受けた者は、当該措置の内容について不服がある場合は、市長に対して当該措置の理由についての説明を求めることができる。

⑸　警告等

措置要綱の規定による警告等の措置を受けた者は、当該措置の内容について不服がある場合は、市長に対して当該措置の理由についての説明を求めることができる。

（苦情申立ての方法）

第６条　苦情申立ては、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第１号）により、市長に対して行うことができる。

⑴　前条第１号アに掲げる苦情にあっては、落札決定日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内

⑵　前条第１号イに掲げる苦情にあっては、競争入札参加資格がない旨の通知をした日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内

⑶　前条第１号ウに掲げる苦情にあっては、落札者の公表を行った日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内

⑷　前条第２号に掲げる苦情にあっては、指名業者の公表を行った日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内

⑸　前条第３号に掲げる苦情にあっては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内

⑹　前条第４号に掲げる苦情にあっては、当該措置の期間内

⑺　前条第５号に掲げる苦情にあっては、当該措置を受けた日の翌日から起算して２週間以内

（苦情申立ての回答）

第７条　市長は、前条の苦情申立てがあった場合は、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立回答書（様式第２号）により、申立者に回答するものとする。

⑴　前条第１号、第２号、第４号及び第５号にあっては苦情申立てをできる最終日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内

⑵　前条第３号にあっては苦情申立てをできる最終日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内

⑶　前条第６号及び第７号にあっては当該申立てを受理した日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内

２　前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができる。

（苦情申立ての却下）

第８条　市長は、第６条に規定する申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。この場合において、市長は、苦情申立てをできる最終日から起算して３日（休日を除く。）以内に、苦情却下通知書（様式第３号）により、申立者にその旨を通知しなければならない。

（苦情申立ての教示）

第９条　市長は、一般競争入札にあっては入札説明書等により、指名競争入札、随意契約にあっ

ては掲示すること等により、指名停止にあっては指名停止通知書及び指名停止期間変更通知書により、警告等にあっては書面又は口頭により、苦情申立てができる旨を教示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第１０条　市長は、第７条の規定による回答又は第８条の規定による却下を行ったときは、苦情処理結果概要（様式第４号）を速やかに公表するものとする。

（再苦情申立てができる者）

第１１条　苦情申立回答書及び苦情却下通知書を受理した申立者であって、当該回答書及び当該通知書による説明に不服がある者は、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

（再苦情申立ての方法）

第１２条　再苦情申立ては、次の各号に掲げる期間内に、再苦情申立書（様式第５号）により、市長に対して行うことができる。

⑴　第６条第１号から第５号までにあっては、苦情申立回答書を受け取った日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内

⑵　第６条第６号にあっては、当該措置の期間内（第７条第１項の規定による苦情申立回答書を受け取った日の翌日から当該措置の終期までの期間が２週間を下回る場合にあっては、当該回答書を受け取った日の翌日から起算して２週間以内）

⑶　第６条第７号にあっては、苦情申立回答書を受け取った日の翌日から起算して２週間以内

（委員会に対する審議依頼）

第１３条　市長は前条の再苦情申立てがあったときは、当該申立てを却下する場合を除き、速やかに委員会に審議を依頼するものとする。なお、委員会の審議に係る具体的な手続き及び再苦情申立書の様式等については、本要綱及び熊本市入札等監視委員会運営要綱によるものとする。

（再苦情申立ての回答）

第１４条　市長は、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、審議結果通知書（様式第６号）により、申立者に回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を申立者に対し明らかにするものとする。

（再苦情申立ての却下）

第１５条　市長は、第１２条に規定する申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。この場合において、市長は、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、再苦情却下通知書（様式第７号）により、申立者にその旨を通知しなければならない。

（再苦情申立ての教示）

第１６条　市長は、苦情申立回答書により、再苦情申立てができる旨を教示するものとする

（再苦情処理結果等の公表）

第１７条　市長は、第１４条の規定による回答又は第１５条の規定による却下を行ったときは、再苦情処理結果概要（様式第８号）を速やかに公表するものとする。

附　則

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年３月１０日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

熊本市長（宛）

苦情申立者　住　所

氏　名

（電話番号）

苦　情　申　立　書

熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり苦情の申立てを行います。

記

１　苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容

２　不服のある事項

３　２の主張の根拠となる事項

様式第２号（第７条関係）

発第　　号
年（　　年）　月　日

苦情申立者　様

熊本市長

苦　情　申　立　回　答　書

年（　　年）　月　日付で苦情の申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

１　苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容

２　苦情に対する説明

３　再苦情の申立てについて

この回答書による説明に不服がある場合は、次の各号に掲げる期間内に、再苦情申立書により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

⑴　一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に対する再苦情にあっては、苦情申立回答書を受け取った日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内

⑵　指名停止に対する再苦情にあっては、当該措置の期間内（第７条第１項の規定による苦情申立回答書を受け取った日の翌日から当該措置の終期までの期間が２週間を下回る場合にあっては、当該回答書を受け取った日の翌日から起算して２週間以内）

⑶　警告等に対する再苦情にあっては、苦情申立回答書を受け取った日の翌日から起算して２週間以内

様式第３号（第８条関係）

発第　　号
年（　　年）　月　日

苦情申立者　様

熊本市長

苦 情 却 下 通 知 書

年（　　年）　月　日付で苦情の申立てがあった不服事項等については、下記の理由により、却下することと決定しましたので通知します。

記

１　苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容

２　却下理由

３　再苦情の申立てについて

この回答書による説明に不服がある場合は、次の各号に掲げる期間内に、再苦情申立書により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

⑴　一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に対する再苦情にあっては、苦情申立回答書を受け取った日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内

⑵　指名停止に対する再苦情にあっては、当該措置の期間内（第７条第１項の規定による苦情申立回答書を受け取った日の翌日から当該措置の終期までの期間が２週間を下回る場合にあっては、当該回答書を受け取った日の翌日から起算して２週間以内）

⑶　警告等に対する再苦情にあっては、苦情申立回答書を受け取った日の翌日から起算して２週間以内

様式第４号（第１０条関係）

苦 情 処 理 結 果 概 要

１　苦情処理申立ての概要

申　立　日	年（　　年）　　月　　日
申　立　者	住　所 氏　名
苦情の内容	１　苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容 ２　不服のある事項 ３　２の主張の根拠となる事項

２　回答の概要

回　答　日	年（　　年）　　月　　日
回答の内容	

様式第５号（第１２条関係）

年　　月　　日

熊本市長（宛）

再苦情申立者　住　所

氏　名

（電話番号）

再　苦　情　申　立　書

熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱第１２条の規定に基づき、下記のとおり再苦情の申立てを行います。

記

１　再苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容

２　不服のある事項

３　２の主張の根拠となる事項

様式第６号（第１４条関係）

発第　　号
年（　　年）　月　日

再苦情申立者　様

熊本市長

審　議　結　果　通　知　書

年（　　年）　月　日付で再苦情の申立てがあった不服事項等については、下記のとおり結果を通知します。

記

１　再苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容

２　入札等監視委員会の審議結果
⑴　　年（　　年）　月　日の審議
⑵　結果
※　ア　申立てが認められなかったとき
　　その旨と理由
　　イ　申立てが認められたとき
　　その旨

３　市の措置
※　申立てが認められたときに記載

様式第７号（第１５条関係）

発第　　号
年（　　年）　月　日

再苦情申立者　様

熊本市長

再 苦 情 却 下 通 知 書

年（　　年）　月　日付で再苦情の申立てがあった不服事項等については、下記の理由により、却下することと決定しましたので通知します。

記

１　再苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容

２　却下理由

様式第８号（第１７条関係）

再 苦 情 処 理 結 果 概 要

１　苦情処理申立ての概要

申　立　日	年（　　年）　　月　　日
申　立　者	住　所 氏　名
苦情の内容	１　苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容 ２　不服のある事項 ３　２の主張の根拠となる事項

２　回答の概要

回　答　日	年（　　年）　　月　　日
回答の内容	